二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年三月三十日

○関東地方整備局告示第九十七号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十九年三月二十九日　関東地方整備局長　大西　亘
一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十九年建設省告示第四百三十九号土浦・阿見都市計画、石岡都市計画及び小美玉都市計画下水道事業霞ヶ浦湖北流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十九年三月二十六日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　昭和四十九年建設省告示第四百三十九号、昭和五十二年建設省告示第千百十四号、昭和五十三年建設省告示第千六百九十四号、昭和五十六年建設省告示第千五百十四号、平成五年建設省告示第千三百二十八号、昭和五十八年建設省告示第千二百七十五号、平成元年建設省告示第千三百五号、平成十年建設省告示第七百二十一号、平成十二年建設省告示第二千四百五十五号、平成十七年関東地方整備局告示第二百六十号、平成十八年関東地方整備局告示第二十八号、平成十九年関東地方整備局告示第八十九号及び平成二十三年関東地方整備局告示第三十四号の事業地のうち土浦市湖北二丁目地内において事業地を変更する。
　使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第九十八号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十九年三月二十九日　関東地方整備局長　大西　亘
一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十三年建設省告示第二千八百三号多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道事業多摩川右岸南多摩流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十三年九月二十六日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　昭和四十三年建設省告示第二千八百三号、昭和四十四年建設省告示第二千六百八十三号、昭和四十九年建設省告示第六百三十八号、昭和五十四年建設省告示第三百八十七号、昭和五十五年建設省告示第十四号、昭和五十八年建設省告示第千百四十三号、平成元年建設省告示第千九百七十八号、平成六年建設省告示第千四百三十三号、平成六年建設省告示第二千九号、平成八年建設省告示第六十五号、平成十二年建設省告示第千三十八号、平成十三年関東地方整備局告示第百九十三号、平成二十三年関東地方整備局告示第二十二号、平成十八年関東地方整備局告示第百九十三号、平成二十三年関東地方整備局告示第百八十六号及び平成二十八年関東地方整備局告示第百四十号のうち多摩市馬引沢一丁目、聖ヶ丘一丁目、聖ヶ丘二丁目、連光寺三丁目、連光寺四丁目、連光寺五丁目及び大字連光寺字瓦ヶ谷並びに稲城市大字大丸字十四号、字十五号及び字十八号地内において事業地を変更し、多摩市馬引沢二丁目を加える。

○関東地方整備局告示第九十九号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十九年三月二十九日　関東地方整備局長　大西　亘
一　施行者の名称　群馬県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千八百八十八号太田都市計画及び薮塚都市計画下水道事業東毛流域下水道（新田処理区）
三　事業施行期間　自平成四年十二月四日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十九年三月二十九日　関東地方整備局長　大西　亘
一　施行者の名称　群馬県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第八十三号伊勢崎都市計画、赤堀都市計画、東都市計画及び太田都市計画下水道事業東毛流域下水道（佐波処理区）
三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百一号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十九年三月二十九日　関東地方整備局長　大西　亘
一　施行者の名称　群馬県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千五百五十七号太田都市計画及び館林都市計画下水道事業東毛流域下水道（西邑楽処理区）
三　事業施行期間　自平成三年八月二十三日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第三十七号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十九年三月二十九日　中部地方整備局長　塚原　浩一